

入会申込書の処理に関する覚書

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. 会長宛の入会申込書は本部事務局で受ける。
2. 事務局では入会申込書に受付日付印を押し、専務理事に報告する。
3. 専務理事は、4項に示す入会審査の基準を確認のうえ、速やかに会長に報告し、次の何れかについての指示を得る。
 - ① 仮入会承認
 - ② 仮入会保留

なお、①、②何れの場合についても、次の理事会において入会承認手続きを行う。

4. 法人会員（正会員又は賛助会員）への入会審査の基準は次のとおりとする。
 - 1) 定款第3条（目的）に賛同し、第5条（種別）に合致する団体であって、第6条（入会）及び第7条（経費の負担）を満足すること。
 - 2) 日本国の法律に基づき登記された団体であること（非上場法人等の場合は、定款及び登記簿謄本の提出を求める）。
 - 3) 外国法人であっても、国内の法律に基づき登記した支社、支店等を有し、これを協会に対する登録窓口とする場合は、入会審査の基準を満足するものとする。
5. 専務理事は3項の指示に従い、事務局にて次のとおり作業することを指示する。

①の場合：イ) 入会申込者に“次回理事会での入会承認手続中であること”、及び“入会承認日までを仮入会として扱い、正会員と同等のサービスを行う”旨文書で通知し、「粉体技術」の送付を開始する。

なお、“理事会における入会承認後に入会金及び会費の請求は行うが、会費については理事会承認月からの分^(注)を請求する旨明記しておく。

ロ) 理事会承認までに、登録地での技術情報交流懇話会が開催される場合は、無料招待として参加を促す。

ハ) 理事会承認が得られたら、入会申込者に“入会正式承認”を通知すると同時に、入会金及び会費の納入を請求^(注)するとともに、各種行事案内の送付を開始する。また、分科会代表幹事に連絡し、分科会からの開催案内の送付を開始する。

②の場合：イ) 入会申込者に“次回理事会での入会承認手続中であること”を文書で通知する。

ロ) 理事会承認が得られたら速やかに、入会申込者に文書で“入会承認”を通知する。入会が承認されない場合は、その理由を付し、通知する。

ハ) 理事会承認が得られたら速やかに、入会金及び会費の納入を請求するとともに、「粉体技術」及び各種行事案内書の送付を開始する。

また、分科会代表幹事に連絡し、分科会からの開催案内の送付を開始する。

注： 期中入会時のその期の会費の請求額は、年額会費の十二分の一を月額相当分とし、その額に期末までの月数を乗じた額とするが、月数については、理事会承認日をもとに、次のとおり行う。

1. 理事会承認日付が20日以前の場合は、その月分から請求する。
2. 理事会承認日付が21日以後の場合は、その翌月分から請求する。

(付 則)

この覚書の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

平成 8 年	9 月 1 9 日	制定 (理事会承認)
平成 9 年	9 月 1 8 日	一部字句修正 (理事会承認)
平成 1 2 年	3 月 2 3 日	改定 (理事会承認)
平成 2 2 年	8 月 3 日	改定 (理事会承認)
平成 2 3 年	5 月 1 2 日	一部字句修正 (理事会承認)